

# 五 イ 方 募 入 決 定 の

各申込みのうち応募価格の高い  
非とて価のしてで競争う。札価機用成会二回利付  
競す得格決、定あ争入。札価機用成会二回利付  
争るらを定価めつ入札。札価機用成会二回利付  
入もれ募を格らて札発行。札価機用成会二回利付  
札のる入受競れ、と。札価機用成会二回利付  
発に価額け争た価同。札価機用成会二回利付  
行よ格にた入利格時。札価機用成会二回利付  
るをよ各札率競に。札価機用成会二回利付  
と発そり申にを争行。札価機用成会二回利付  
い行の加込おそ入わ。札価機用成会二回利付  
うへ發重みいの札れ及。札わ。札価機用成会二回利付  
。以行平のて利にるび価。札価機用成会二回利付  
下価均応募率お入価格とる。札価機用成会二回利付  
格し募入とい札格競い入。札価機用成会二回利付

四	三	二	一
發行方法	用振替法の適	の法規	發行項及の根柢記

財務省告示第二百三十八号  
國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十六年四月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成十六年五月十二日

十 一	九 八	七	六	
口 イ 発	振 額 最 払	口 イ 口	イ 口 発	
非入価発行行	替額発競札格	札非發競	入価札非入	
競札格行行	單面行爭發競	發競行爭	札格行發競	
争發競価	位金入行爭額	行爭額入	發競行爭	
入行争格日			行争額入行	
額そ額	平す額の振	五百百十一	百利第国三つ定金千額發第う円額	割各当も
面れ面	成るの記替	万円七万兆	七付一債百いに特三面行十ち	面り申ての
金ぞ金	十。整載法	円十円九	十国項整十て基別百金し一、	金当込るか
額れ額	六数又の	九千	九債の理五はづ会二額た条財	額てみ。ら
百の百	年倍は規	億八	億に規基億、き計十で利第政	でるのそ
円応円	四の記定	千百	千つ定金四額發法五三付一融	一。応の
に募に	月金録に	五十	四いに特千面行第万千国項資	兆九
つ価つ	額はよ	百七	百て基別六金し五円四債の資	九
き格き	に、る	七億	万、づ会百額た条、百に規金	千八
百百円	六よ最振	十九	円額き計七で利第国九つ定特	八百
円一錢	日る低替	千九	面發法十一付一債十いに別	十
以上	も額口	万五千	金行第五兆国項整九て基会	十五
の	の面座	千五百	額し五万六債の理億はづ計	五億
	と金簿	四三	でた條円千に規基五、き法	により

$$\begin{array}{r} + \\ - \end{array}$$

札発行

(一) 年〇  
む十式は募・  
も号に払込決・  
のにより算定のセント  
と規定額通知ト  
する。出しに加えを  
期た日金額、受け  
に払を次第に  
い第の算込者

額面金額の総額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{3}{365}$

(二) 発行時ににおいて、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式によつて算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へいただし、当該国債を発行時にありて取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額へいたし、当該非居住者又は外国法人の適用を受ける所得税の税率を乗じた金額( )を控除すること

十四

初期利子

す 次 そ が 金 と 平 成  
る 号 の 銀 額 し 、 十 一  
期 及 翌 行 を 六 年  
日 び 営 休 支 次  
に 第 業 業 払 の 年  
つ 十 日 日 う 算 九  
い 六 に に 式 月  
て 号 支 当 た に 二  
同 に 払 た だ よ 十  
じ お う る し り 日  
。 い へ と 算 を  
。 て 以 き 支 出 支  
規 下 は 払 し 払  
定 、 、 期 た 期

十五

第二期以

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

額面金額 ×  $\frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$

二 十 十 十  
十 九 八 七 六

払者入払元償償 後  
込札場利還還 の  
期參所金金期 利  
日加支額限 子

平財日額平利てを  
成務本面成子、支  
十六大臣銀金ニをそ払  
年から行額十支の期  
四月通知百一払日と  
二十六日三円年う以し  
日受けた者つ月六各  
月を受けて百十円日間に  
受けた者月を支拂に期  
に付するい